

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 の制定について

保健福祉部障害福祉課

1 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、従来、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

ア 本県の実情を踏まえた独自基準

指定通所支援（保育所等訪問支援に係るものを除く。）又は基準該当通所支援の事業に係る非常災害対策に関する基準として、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、障害児の安全確保のための対策を具体的に講じなければならない旨を定めることとする。

イ その他の基準

アのほか、指定通所支援又は基準該当通所支援の事業に係る従業者の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

(2) 指定障害児通所支援事業者の資格に関する基準

施行規則と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

(1) 平成25年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を規定する。